

# 農地利用集積円滑化事業について

## 農地利用集積円滑化事業の概要

市町村段階に設置する農地の仲介組織(農地利用集積円滑化団体)農地をまとめて使いやすくする農業経営基盤強化促進法上の仕組み。

### 農地利用集積円滑化団体

〈活動区域〉 市町村の区域又は一部

〈実施主体〉 市町村、農協、一般社団法人又は一般財団法人、営利を目的としない法人

